4 金融関係

ア銀行

事項权	世界山京	能恒等との	実	施予定時	胡
事項名	措置内容	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
長短分離制	長短分離制度の将来について、また、銀行社債	計画・金	検討		
度の在り方	と金融債との間の発行制度のイコールフッティ	融ア			
と銀行社債	ングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善				
の発行制度	について検討し、結論を得る。				
の見直し					
(金融庁)					
特定融資枠	経済的弱者の保護という利息制限法(昭和29年	計画・金	検討		
契約(コミッ	法律第100号)及び出資法(「出資の受入れ、預り	融ア			
トメントラ	金及び金利等の取締りに関する法律』 昭和29年				
イン契約)の	法律第195号)の趣旨を踏まえつつ、コミットメ				
借主範囲の	ント・ライン契約を利用できる借主の範囲につい				
拡大	て検討し、結論を得る。				
(法務省、金融					
庁)					
自己競落に	銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不	計画・金	検討		
よる競落の	動産を取得するのは親銀行が債権を回収するた	融ア29			
仕組みの検	めに真に必要な場合であって競落人が他に見出				
討 (競落対象	せない場合に限定されるとの規制の趣旨を踏ま				
物件の拡大)	えたうえで、不動産市場への影響も十分勘案しつ				
(金融庁)	つ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意し				
	て、競落対象物件の範囲を親会社に配当の見込ま				
	れるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の				
	見込まれるものにも拡大することを検討する。				
銀行におけ	上場投信の取扱制限の撤廃は、金融機関が証券	重点・別	第159回		
る投資信託	業を併営することによる利益相反の防止、銀行の	表4-5	通常国		
等の窓口販	企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健		会に法		
売業務にお	全性の確保等の観点から、証券取引法第65条の趣		案提出		
いて、J-REIT	旨や投資者保護の観点も踏まえて検討し、結論を				
を含む全て	得る。				
の上場した					
投資信託受					
益証券及び					
投資証券の					
取扱制限の					

事項名	措置内容	前恒等との	実	施予定時	期
争以口	1日巨い行	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
撤廃					
(金融庁)					
銀行による	銀行と証券の連携強化に関して、第159回通常	重点・別	第159回		
証券仲介業	国会に法案提出を行う。	表6-11	通常国		
務の解禁			会に法		
(金融庁)			案提出		
信用保証業	銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証	重点・別	検討		
務を営む子	業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会	表4-9			
会社等の業	社が保証業務以外の業務も兼業できるようにす				
務範囲の拡	ることについて、銀行経営の健全性の観点から、				
大	検討を行う。				
(金融庁)					
銀行代理店	銀行代理店制度については、金融機関の健全性	重点・別	措置		
に係る諸規	や決済システムに与える影響等の観点を踏まえ	表 5			
制の緩和	つつ、資本関係規制等制度の見直しを行うことと	-309、6 -			
(金融庁)	し、平成16年度中に検討を行い、措置する。	2、6-5			
店舗の営業	為替取引や当座預金業務を行っておらず、A T	重点・別	措置		
時間に係る	Mの設置による代替措置が確保されている等、利	表6-3			
規制の撤廃	用者利便を損なわず決済システムに支障がない				
もしくは届	と考えられる出張所に係る休日や営業時間の規				
出の簡素化	制については緩和することとし、その具体的な内				
(金融庁)	容について平成16年度中に検討を行い、措置す				
	3 .				
銀行におけ	共同従属会社の設立については、銀行の経営効	重点・別	検討開		
る収入依存	率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、	表7-1	始		
度規制の更	本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在				
なる緩和(共	り方等を踏まえつつ検討を行う。				
同従属会社					
の設立の容					
認)					
(金融庁)					
銀行子会社	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依	重点・別	検討開		
が行う集配	存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀	表7-2	始		
金業務等に	行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁				
係る収入依	止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従				
存度の撤廃	属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。				

事項名	措置内容	前間等との	実	[施予定時]	 朝
争以石	相重內台	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
等					
(金融庁)					
「バンクカー	産業構造審議会割賦販売分科会中間報告(平成	計画・金	措置		
ド」でのリボ	14年12月)における提言の内容を踏まえて、銀行	融才	(4月		
ルビング方	によるリボルビング方式及び総合方式のクレジ		予定)		
式及び総合	ットカード事業について、実現のための措置を講				
方式による	ずる。				
割賦購入あ					
っせんの解					
禁					
(経済産業省)					
信託業規制	信託会社の参入基準や行為規制を整備し、信託	計画・金	15 年度		
の見直し(信	会社を解禁する。	融才、	中に法		
託会社の一	また、信託銀行に認められている信託代理店を	重点・別	案 提 出		
般事業法人	出すことを信託会社についても認めるとともに、	表 1	済、公布		
への解禁等)	その範囲を現行の金融機関及び商工中金にとど	-303、3 -	後、6月		
(金融庁)	まらず、幅広く認める。	8、9	以内に		
			施行(予		
			定)		
信託業法に	特許権、著作権等の知的財産権を信託業法の信	計画・金	15 年度		
おける受託	託の対象となる財産権に追加する。	融ア26、	中に法		
財産制限の		重点・別	案 提 出		
緩和		表3-10	済、公布		
(金融庁)			後、6月		
			以内に		
			施行(予		
			定)		
信託業務の	銀行法上の位置付け、顧客誤認防止の観点及び	重点・別	改正信		
みを取り扱	信託業法等の改正内容などを踏まえて、具体的な	表7-7	託業法		
う施設・設備	見直しの方向性について検討を行い、改正信託業		等の施		
(「信託専門	法等の施行までに結論を得る。		行まで		
店舗等」とい			に結論		
う)の設置の					
可能化、及び					
信託専門店					
舗等は銀行					

事項名		前舗等との	身		2時期	
争以石	19月10日	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
法上の営業						
所に係る休						
日・営業時間						
の規制の適						
用がないこ						
との明確化						
(金融庁)						
信託銀行へ	信託銀行が「運用」と「管理」が分離された形	計画・金	4 月施			
の投資一任	態においても運用業務が行えるよう、信託銀行へ	融ア	行			
業務の解禁	の投資一任契約に係る業務の解禁について結論					
(金融庁)	を得、可能な限り早期に所要の措置を講ずる。					
信託兼営金	金融機関ノ信託業務ノ兼営等二関スル法律施	重点・金	措置			
融機関に対	行規則(昭和57年大蔵省令第16号)を改正して、	融3(1)				
する投資ー	投資顧問業法施行時に投資顧問業を営んでいた					
任業務の解	信託兼営金融機関以外の信託兼営金融機関も投					
禁	資一任業務を行えるようにする。					
(金融庁)						
資産流動化	資産流動化に際しての信託宣言の許容に関し	重点・別		検討・結		
に際しての	て検討し結論を得る。	表7-22		論		
信託宣言の						
許容						
(法務省)						
更なる信託	更なる信託スキームの活用に資する商事 (営	重点・別		検討・結		
スキームの	業)信託関連法制の見直しを行う。	表7-8		論		
活用に資す						
る商事(営						
業)信託関連						
法制の見直						
U						
(金融庁、法務						
省)						
信託法第58	SPC法の特定持分信託に関して、信託法第58	重点・別		検討・結		
条の見直し	条の特例を設けることについて検討し結論を得	表7-6		論		
(金融庁、法務	る 。					
省)						

事項名	措置内容	能恒等との	〕	[施予定時]	胡
争以石	<u>有</u> 具内 台	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
業態間の相	業態間の相互参入について、現行の持株会社方	計画・金	16年度以	降検討・結	論(結論
互参入	式・子会社方式のほかに、ユニバーサルバンク方	融ア24	を得たも	のから逐次	(措置)
(金融庁)	式も視野において、中長期的に検討を行い、結論				
	を得たものから所要の措置を講ずるとともに、引				
	き続き検討を行う。				
21株式会社の	株式会社の資本減少、準備金減少について、官報	重点・別	法案提		
資本減少、準	公告に加えて、時事に関する事項を掲載する日刊新	表6-6	出		
備金減少の	聞紙による公告又は電子公告がされた場合には、 個				
際の債権者	別催告を省略する。				
保護手続に	(第159回国会に関係法案提出)				
おける個別					
催告の省略					
(法務省)					
22信託業務に	信託契約の取次ぎ又は代理を行う者の範囲に係る	重点・別	改正信		
おける媒介・	信託業法等の改正法案を踏まえ、媒介・代理業に関	表3 - 7	託業法		
代理業に関	する事務ガイドライン整備を行う。		等の施		
する事務ガ			行まで		
イドライン			に措置		
整備					
(金融庁)					

イ 協同組織金融機関

事項名	措置内容	能慢等との	美	施予定時	朝
争以石	19月10日	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
信用金庫等	資金調達手段の多様化を図ることにより経営	計画・金	検討		
の債券発行	基盤を強め経営効率を高める観点から、信用金庫	融イ a			
(金融庁)	等協同組織金融機関の債券発行が適切に実施で				
	きるよう必要な法的措置を講ずることについて、				
	検討する。				
信用金庫の	信用金庫が地域経済において引き続きその役	計画・金	検討		
会員資格の	割を発揮する観点から、信用金庫の会員資格の資	融イ c			
見直し	本金基準を引き上げることについて検討する。				
(金融庁)					
協金法第 2	金融機関の経営の健全性確保、信用組合におけ	重点・別	検討・		
条第3項に	る当該規制の意義等の観点から、当該規定を廃止	表7-9	結論		
基づく「自己	する方向で検討を行い、16年度中に結論を得る。				

事項名	措置内容	前一等との	身	[施予定時]	朝
争以口		関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
資本率規制」					
の廃止					
(金融庁)					
員外貸出先	PFI法上の「選定事業者」を員外貸出先に加	重点・別	検討開		
の拡充	えることについて、信用金庫が地方経済の活性化	表7-10	始		
(金融庁)	に貢献することが求められている中、選定事業者				
	が大企業の集合体となる場合もあることに留意				
	しつつ、協同組織性の観点から具体的な内容につ				
	いて検討を行う。				
一般職員の	兼職兼業規制について、実務におけるニーズ、	重点・別	検討開		
兼業・兼職制	他の協同組織金融機関との整合性に留意しつつ、	表7-11	始		
限の廃止	具体的な内容について検討する。				
(金融庁)					

ウ証券

<u> </u>					
事項名	措置内容	前舗等との	実	施予定時期	朝
尹以口	相巨的谷	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
金融サービ	現在の証券取引法を改組して、銀行・保険以外	重点・金	逐次検討	・結論	
ス(証券)法	の分野 (= 資本市場分野) を横断的にカバーでき	融 1			
制の横断化	る投資者保護法制を構築する。				
(金融庁)					
証券決済の	間接保有証券取引の準拠法に関する条約の成	計画・金	検討・結		
基盤整備の	立を踏まえ、証券担保等の準拠法は、証券が物権	融ウ	論		
ための国際	的性格であろうと、債権的性格であろうと、投資				
私法上の手	家の権利が確認できる帳簿を有するカストディ				
当て	アン(証券を保管する業者)等の所在地の法によ				
(法務省)	るとするなど、法例の特別規定を設けることにつ				
	いて引き続き法制審議会において検討し、結論を				
	得る。				
証券取引法	証券取引法における「子法人等」の定義の見直	計画・金	検討·結		
における「子	しを行うことについて検討し、結論を得る。	融ウ	論		
法人等」の定					
義の改正					
(金融庁)					
外国証券会	外国証券会社の親企業等からの注文に係る「取	重点・金	結論		
社の取引に	引一任勘定取引の禁止」については、海外関連会	融 3 (2)			

市话夕	世军山京	能恒等との	身	[施予定時]	期
事項名	措置内容	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
係る規制の	社のための取引に限定した上で、注文の4要素(売	〔 計			
見直し	買の別、銘柄、価格、数)の全てについて証券会	画・金融			
(金融庁)	社が定めることを可能とすることについて検討	ウ 〕			
	し、結論を得る。				
公開買付け	「3分の1ルール(強制的公開買付制度)」に	重点・別	措置		
の適用除外	おいて適用除外としている「総株主の議決権の	表6-9			
範囲の拡大	100分の50以上」基準については、公開買付者の				
(金融庁)	自己名義で所有している株券等に係る議決権だ				
	けでなく、公開買付者とその特別関係者が所有す				
	る株券等に係る議決権により判断するものとし、				
	所要の措置を講ずる。				
適格機関投	適格機関投資家に係る届出期間を現行の年 1	重点・別	措置		
資家の申請	回(7月)から年2回(7月及び1月)とすると	表6-7			
手続の緩和	ともに、適格機関投資家である期間を現行の1年				
(金融庁)	間から2年間とし、所要の措置を講ずる。				
	さらなる届出期間の見直しについては、本措置		16年度以	降検討	
	後の適格機関投資家に係る届出の動向や適格機				
	関投資家になることを希望する者のニーズ等を				
	踏まえ、平成16年度以降に検討する。				
有価証券の	a 少人数私募及びプロ私募の社債の券面記載	重点・金	措置		
私募に関す	要件について、転売制限等の制限を券面自体に	融 3 (2)			
る規制の見	記載するのではなく、別の書面によって譲渡制	ア			
直し	限を通知する等の代替手段も可能とするよう、				
(金融庁)	所要の措置を講ずる。				
	b 証券取引法第2条に規定する定義に関する内	重点・金	措置		
	閣府令(平成5年大蔵省令第14号)で定める「同	融 3 (2)			
	一種類の他の有価証券」の定義を改正して、私	1			
	募の要件を満たしているか否かを判断する際				
	の通算の対象となる有価証券の範囲を明確化				
	する。				
社債の発行	例えば「取引先金融機関の名称変更」等、投資	計画・金	早期に		
登録制度に	家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは考えに	融ウ b	結論・措		
おける訂正	くい事項変更については訂正発行登録書の提出		置		
発行登録書	を不要とする等、平成16年度の早期に、訂正発行				
提出基準の	登録書の提出基準を緩和する。				
緩和					

市话勺	世军山京	能慢等との	美	施予定時	———— 朝
事項名	措置内容	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(金融庁)					
投資法人に	発行者である投資法人の情報が十分に周知さ	重点・別	措置		
よる参照方	れていると認められる投資証券については、発行	表6-8			
式·発行登録	登録制度及び参照方式の有価証券届出書を利用				
制度の利用	することを可能とするよう、所要の措置を講ず				
の容認	వ 。				
(金融庁)					
SPCによ	資産流動化証券についても、発行登録制度の利	重点・別	検討開		
る発行登録	用を可能とすることについて検討を開始する。	表7-4	始		
制度の利用					
の容認					
(金融庁)					
有価証券届	近年の株式公開や上場時における株主状況の	計画・金	措置		
出書等の記	多様性等を勘案した上で、現在、上位100名程度	融ウ			
載事項の見	の株主の氏名や住所等を記載することとされて				
直し	いる有価証券届出書等における株主状況記載基				
(金融庁)	準を緩和する。				
ブックビル	有価証券届出書様式の記載事項である「申込期	重点・別	措置		
ディング等	間」を「申込期日又は期間」とし、所要の措置を	表6-10			
に係る有価	講ずる。				
証券届出書					
における申					
込期間の記					
載の明確化					
(金融庁)					
公募増資の	企業の資金調達の円滑化の観点から、公募増資	重点・別	措置		
際の有価証	の際の有価証券届出書提出の要否の基準となる	表1-305			
券届出書の	対象期間について、現行の2年から1年に短縮す				
提出義務が	る 。				
発生する対					
象期間の短					
縮					
(金融庁)					
有価証券報	かつて有価証券の募集を行い、その後長期間に	重点・別	検討開		
告書の提出	わたり有価証券を発行していない未上場・未登録	表7-5	始		
義務の緩和	会社に係る有価証券報告書の提出免除要件の拡				

事項名	措置内容	能恒等との	身	[施予定時]	 朝
争以石	相重内台	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(金融庁)	大について、実態等を把握した上で、平成16年度				
	中に検討を開始する。				
目論見書等	証券取引法に規定する交付書類(目論見書等)	重点・別	措置		
の電磁的方	の電磁的方法による提供が認められるための要	表3-5			
法による提	件である 当該ホームページアドレス等の顧客				
供における	ファイルへの記録、 顧客が閲覧していたことの				
要件の明確	確認、については、「ホームページアドレスの記				
化	録をした旨、及び目論見書の閲覧を口頭で確認				
(金融庁)	し、その会話については録音する等」の手段が可				
	能と解されているが、法令等解釈の明確化の観点				
	から、事務ガイドラインにおいて明確化する。				
目論見書の	目論見書を電磁的方法により提供する際、5年	重点・別	措置		
電磁的方法	間の記載事項の維持が要件とされているが、個々	表4-4			
による提供	の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった				
における記	場合には、当該目論見書の情報を電子メールによ				
載事項維持	り送信する方法、当該目論見書の情報を印刷した				
要件の緩和	ものを郵送する方法、その他の方法によることが				
(金融庁)	できることとする。				
投資信託の	過去の運用実績や評価会社の評価などの販売	重点・別	措置		
広告宣伝に	用資料が「目論見書と異なる内容の表示」に該当	表6-12			
関する規制	しない場合には、目論見書の交付前における使用				
の見直し	が可能である旨を明確化するよう、平成16年度中				
(金融庁)	に措置する。				
英語での情	証券取引法に基づく開示制度については、日本	重点・別	措置		
報開示及び	語のみとされているところであるが、英語による	表 5-306			
書類の提出	ディスクロージャーを可能とするよう、金融審議				
の容認	会において検討を行い、措置する。				
(金融庁)					
グローバル	グローバルETFの情報開示については、日本	重点・別	措置		
E T F の募	語のみとされているところであるが、届出時の添	表 5-307			
集の取扱い	付書類の英語による提出及び英語によるディス				
等の届出等	クロージャーを可能とするよう、投資家保護上の				
の際の訳文	問題に配意しつつ、金融審議会における検討結果				
の添付の省	を踏まえ措置する。				
略					
(金融庁)					

工 保険

市话夕	世军山京	能慢等との	美	施予定時	—————————————————————————————————————
事項名	措置内容	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
保険会社の経	特別勘定で運用される資産については、一般勘	重点・金	検討・結		
営破綻時にお	定との財産的性格の相違や保険会社における負	融 3 (3)	論		
ける特別勘定	債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とし	、別表			
の保全	た上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ず	4-6(計			
(金融庁)	ることを検討し、結論を得る。	画・金融			
		エ)			
特別勘定に関	特別勘定において保険料の受入れ及び移受管	計画・金	検討		
する現物資産	を現物資産で行うことについて検討する。	融工			
による保険料					
受入れ及び移					
受管の実施					
(金融庁)					
損害保険に	損害保険の特性にも留意しつつ、保険契約者保	計画・金	検討		
関する契約	護というセーフティネットの趣旨を踏まえた上	融工29			
者保護制度	で、損害保険に関する契約者保護制度の見直しに				
の見直し	ついて検討する。				
(金融庁)					
保険契約移	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約	計画・金	検討・結		
転時におけ	の全部を包括して移転しなければならないとさ	融工	論		
る移転単位	れている保険契約移転について、保険契約者間				
の見直し	(移転する契約者と移転しない契約者)の公平と				
(金融庁)	保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営				
	の確保の観点を踏まえ、責任準備金の公平な分割				
	に留意しつつ、その一部での移転を可能とするこ				
	とについて引き続き検討し、結論を得る。				
保険契約の	保険会社間の保険契約の包括移転において、移	重点・金	検討		
包括移転に	転先保険会社に与える影響が一定程度にとどま	融 3 (3)			
かかわる手	るような場合については、相互会社の取扱いや、				
続の簡素化	株主や保険契約者の保護について検討した上で、				
(金融庁)	移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とす				
	るような措置を講ずることについて検討する。				
保険商品審	現行90日とされている保険商品の審査期間につ	計画・金	逐次実施		
査期間の一	いては、当該認可申請・届出が定型化された簡易	融工			
層の短縮	なものである等、短期間での審査が可能であるも				

車 15夕	世军山灾	能慢等との	実施予定時期		
事項名	措置内容	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(金融庁)	のである場合には原則60日とする短縮が図られて				
	いるが、消費者ニーズに対応する商品開発の迅速				
	化に資する観点から、審査期間のさらなる短縮に				
	ついて引き続き努力する。				
保険商品審	審査基準の透明性の確保を一層図る趣旨から、	計画・金	逐次実施		
査基準の透	現在認可申請および届出の際に使用されている	融工			
明性確保	「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」に				
(金融庁)	ついて所管官庁と保険会社の間で解釈の相違が				
	生じることのないよう、その項目・記載内容につ				
	いて充実を図る。				
企業向け自	市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の	計画・金	検討・結		
動車保険に	販売を可能にするとの観点から、届出をしないで	融工	論		
おける特約	特約を新設し又は変更することができる特約自				
自由方式の	由方式について、自動車保険のフリート契約(自				
対象範囲の	ら所有・使用する自動車の保険契約締結台数が10				
拡大	台以上となる契約)における現行対象範囲を拡大				
(金融庁)	することについて検討し、結論を得る。				
届出制対象	届出対象の保険商品については、商品審査に係	重点・別	措置		
保険種目に	る事業方法書記載事項の変更を全て届出により	表4-7			
おける事業	可能とするよう、所要の措置を講ずる。				
方法書記載					
事項の届出					
制全面移行					
(金融庁)					
銀行等によ	銀行等が原則としてすべての保険商品を取り	重点・金	結論を		
る保険商品	扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社であ	融 3 (1)	踏まえ		
の販売規制	る保険会社の商品に限定しないことについて引	(計	措置		
の更なる緩	き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措	画・金融			
和	置を講ずる。	エ)			
(金融庁)					
生命保険の	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審	計画・金	検討		
構成員契約	議会において構成員契約規制の在り方について、	融工26			
規制	結論を得るべく、引き続き検討を進める。				
(金融庁)					
保険会社の	本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスク	重点・金	早期に		
子会社等が	や支障を及ぼすおそれがないかということを	融 3 (3)	措置		

声语句	##黑山京	能慢等との	〕	施予定時	時期	
事項名	措置内容	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
行う「保険業	個々に検証した上で、「保険業に係る業務の代理	〔 計				
に係る業務	又は事務の代行」を行う保険会社の子会社等が、	画・金融				
の代理又は	a 危険及び損害の防止・軽減又は損害規模等の	工21〕				
事務の代行」	評価のための調査・分析・助言業務					
との兼営可	b 健康・福祉・医療に関する調査・分析・助言					
能業務の拡	業務					
大	c 保険事故の報告取次、保険契約の相談業務					
(金融庁)	d 自動車修理業者などの斡旋・紹介業務					
	e 保険業に関するプログラムの作成や販売を					
	行う業務、計算受託業務					
	f 個人の財産形成に関する相談業務					
	g データ処理業務					
	といった業務を同一の会社で営むことについて					
	検討し、結論を得る。					
従属業務子	従属業務子会社の収入依存度規制における収	計画・金	検討			
会社の収入	入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨や	融工25				
依存度規制	グループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親					
における収	会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等					
入依存先の	及び関連法人等にまで拡大することとともに、保					
拡大	険代理店についてもこれに加えることについて					
(金融庁)	検討する。					
複数の保険	どのような場合において保険会社の他業禁止	重点・金	検討			
会社による	の趣旨等の面から実質的に問題が無いかという	融 3 (3)				
従属業務子	ことを踏まえた上で、複数の保険会社による従属					
会社等の保	業務子会社等の保有を可能とすることについて					
有を可能と	検討する。					
する収入依						
存度規制の						
見直し						
(金融庁)						
保険会社本	保険会社の付随業務として「信託業務の代理又	重点・別	検討			
体による信	は事務代行」を加えることについて、保険会社の	表7-3				
託業務の代	業務との関連性・親近性等を踏まえ、検討する。					
理又は事務						
代行の解禁						
(金融庁)						

車15 夕	措置内容	能慢等との	美	 E施予定時期	期
事項名		関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
保険代理店	保険契約者の利便の向上の観点から、個人代理	重点・金	早期に		
の登録制度	店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等、一	融 3 (3)	措置		
における特	定の場合において代理店業務の空白期間が極力				
例措置	短くなるよう登録制度の運用の見直しを図る。				
(金融庁)	また、一定期間後において、当該運用実施を踏		16年度以降に検討		
	まえ、個人代理店の店主死亡時の場合について、				
	なお制度整備の必要があるかどうかについて、保				
	険契約者の保護の観点に十分留意しつつ検討す				
	వ 。				
変額年金保	変額年金保険に係る最低保証リスクに見合う	重点・別	検討・結		
険に係る最	責任準備金の積立及びソルベンシー・マージン基	表7-13	論		
低保証リス	準のルールを明確化することについて、日本アク				
クに見合う	チュアリー会における検討結果を踏まえ、平成16				
責任準備金	年度中に検討し、結論を得る。				
の積立及び					
ソルベンシ					
ー・マージン					
基準のルー					
ルの明確化					
(金融庁)					

オ その他

事項名	措置内容	前一等との	〕	[施予定時]	期
	担国内台	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
債権流動化	債権流動化の基盤整備を進める観点から、譲渡	計画・金	検討	17 年中	
の基盤整備	人住所地法によるルールを含む国際的な動向を	融才		に結論	
のための法	踏まえつつ、法例第12条の特別規定を設けること				
例第12条の	も視野に入れ、同条を含む法例中の国際私法規定				
特別規定の	の全般的見直しについて引き続き法制審議会に				
導入	おいて検討を行い、結論を得る。				
(法務省)					
サービサー	債権管理回収業の実情やニーズを把握するた	重点・別	検討		
法の見直し	め、業界団体等からのヒアリング調査等の結果を	表 4 -12・			
(法務省)	踏まえて、取扱債権の範囲の拡大等、法改正を含	13、7 -21			
	めた検討を行う。				

事項名	措置内容	能慢等との	身	達施予定時	期	
争以石	19月10日	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
貸金業者か	平成14年度において行われた貸金業に係る規	計画・金	検討			
らの債権譲	制に関する実態調査を踏まえて、貸金業者からの	融才				
受に伴う書	債権譲受に伴う書面交付義務の緩和の可能性に					
面交付義務	ついて引き続き検討を行う。					
の緩和						
(金融庁)						
資産流動化	資産流動化を促進する観点から、資産流動化計	計画・金	検討			
計画書の記	画書、業務開始届出に係る添付書類の弾力化・簡	融才				
載、業務開始	略化を図ることについて引き続き検討する。					
届出に係る	また、届出実務が迅速かつ円滑に行われるよ					
添付書類に	う、必要な具体的措置の検討を行う。					
関する弾力						
化・簡略化						
(金融庁)						
特定目的会	貸金業者等による特定目的会社への貸付に対	計画・金	検討・結			
社の借入先	するニーズについて調査を行った上で、適格機関	融才、	論			
の拡大	投資家に限定されている特定目的会社の借入先	重点・別				
(金融庁)	を拡大することについて検討し、結論を得る。	表4-3				
個人情報の	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第	計画・IT	措置			
保護	57号)の全面施行(平成17年4月1日)に向け、	ウ30				
(内閣府及び	関係施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、					
関係府省)	個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推					
<itウ td="" の再<=""><td>進を図るとともに、個別分野における個人情報の</td><td></td><td></td><td></td><td></td></itウ>	進を図るとともに、個別分野における個人情報の					
掲>	適正な取扱いが担保されるよう法制上の措置そ					
	の他の必要な措置を講ずる。					
消費者信用	書面によることとされている消費者信用情報	計画・金	検討			
情報の利用	の利用に関する消費者の同意取得の在り方につ	融才				
に関する消	いて、個人情報保護に関する基本法制との整合性					
費者の同意	に留意しつつ、引き続き検討する。					
取得						
(経済産業省、						
金融庁)						
商品ファン	登記簿等の即時電子化を実現することが難し	重点・金	検討・結			
ドに関する	いと考えられる添付書類等に関して、当面の措置	融 3 (4)	論			
申請・届出の	として、利用者の事務負担を軽減するため、代表	、別表				
簡素化	省庁1か所への提出で足りることとするといっ	3 -11				

車15 夕	世军办众	能慢等との	との 実施予		定時期	
事項名	措置内容	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
(金融庁、農林	た、物理的な窓口の一本化を実現することについ					
水産省、経済産	て、各省庁の窓口体制の調整・整備や書類転送に					
業省)	伴う追加的コストの負担等を検討の上、結論を得					
	వ 。					
投資顧問業	投資顧問業者の投資(助言)対象の拡大につい	重点・別	第159回			
者の投資(助	て、投資事業有限責任組合出資持分等の有価証券	表6-13	通常国			
言)対象の拡	化を行う。		会に法			
大			案提出			
(金融庁)						
利害関係人	投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業	重点・別	検討・結			
の範囲の見	者の利害関係人および密接な関係を有する者の	表7-12	論			
直し	範囲の見直しについて、他業との整合性の観点も					
(金融庁)	含めた検討を行い、平成16年度中に結論を得る。					
金融分野で	金融先物取引所および金融先物取引業協会に	重点・別	措置			
の規制・監督	ついて、自主規制の改廃等に際してパブリック・	表6-15				
に関する透	コメント手続きを実施することとし、その旨を周					
明性の改善	知する。					
(金融庁)						
政府と自主	投資信託法、投資顧問業法、資産流動化法の一	重点・別	第159回			
規制機関間	部規定を「取引の公正の確保」に係るものとして	表6-16	通常国			
の重複職務	位置付け、その検査権限を証券取引等監視委員会		会に法			
の撤廃によ	に委任するとともに、証券検査については、「財		案提出			
る規制制度	務の健全性等に係る検査」も含めて金融庁から証					
の簡素化	券取引等監視委員会に権限委任を行う。					
(金融庁)						
対内直接投	対内直接投資等に係る事前届出業種につき、諸	計画・金	逐次実施			
資等に係る	外国との交渉状況や諸外国の外資参入規制等との	融才				
事前届出業	関係を踏まえ、社会経済情勢に配慮しつつ、OE					
種	C D資本移動自由化コードの我が国外資規制各業					
(財務省、事業	種を検討し、安全保障理由等以外の外資参入規制					
所管官庁)	を最小限に抑えることを目指して、一層の自由化					
	を促進する。					
	また、安全保障等関連業種については、OEC					
	D資本移動自由化コードにおいても規制が認め					
	られているものであるが、その対応につき検討を					
	進め、一層の自由化を促進する。					

	4#####################################	能慢等との	事		—————————————————————————————————————
事項名	措置内容	関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
恩給の支払	恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われてい	計画・金	結論		
(総務省)	るが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務	融才25			
	と併せ行われている窓口相談・債権管理事務が円				
	滑に行われるための条件整備を始めとして、支払				
	事務を民間金融機関においても行うことができ				
	るよう、検討し、結論を得る。				
税制に関す	a 税制に関する文書回答制度の活用実績等を	重点・国		検討・結	
る文書回答	分析した上で標準処理期間を設けることにつ	際 3 (1)		論	
制度の見直	いて検討し、結論を得る。	ア			
U	b 将来的には、仮定の取引に係るものについて		検討		
(財務省、国税	も、対象とすべきとの意見があるが、租税回避				
庁)	の悪用の可能性等に留意しつつ、対象とするか				
	否かを含め、慎重に検討していく。				
税の質疑応	a 納税者の利便性を高めるため、できる限り多	重点・国	逐次実施		
答事例の公	くの質疑応答事例を国税庁のホームページに	際 3 (1)			
表等	掲載するなどの情報開示を積極的に行う。	イ			
(財務省、国税	b 海外企業や外国人からのアクセスにも対応		逐次実施		
庁)	するため、ホームページにおける法令解釈に関				
	する情報について、英語版の充実も検討する。				
固定資産税	固定資産税等地方税の納税通知書・納付書に関	重点・別	できる		
の納付様式	し、具体的ニーズがあり、かつ、多額のコストが	表6-18	だけ早		
の改善	かかる恐れが少ないと考えられる以下の事項に		期に措		
(総務省)	ついて、速やかに検討し、可能なものについては、		置		
	地方公共団体に対する要請等の措置を講じる。				
	a 納税通知書・納付書・償却資産明細書を、希				
	望する者に対して同封して送付すること				
	b 納付書等の紙片について、共通名称を使用す				
	ること				
	c 納付書等に都道府県名を記載すること				
	d 納付書等の送付時期について、必要に応じて				
	早期化すること				